

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人杉井嚴一、同鈴木裕文の上告趣意及び弁護人鈴木裕文の上告趣意のうち、第一審のした所論対審の非公開の措置につき違憲をいう点は、本件が対審を非公開とすることが許されない事件に当たらないことは明らかであり、かつ、対審を非公開とする理由があるとした第一審の判断は正当であるから、所論は前提を欠き、その余の各上告趣意は、違憲をいう点を含め、その実質は単なる法令違反、事実誤認の主張であって、いずれも刑訴法四〇五条の上告理由に当たらない。

よって、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、本文のとおり決定する。

平成六年七月一四日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	根 岸 重 治
裁判官	中 島 敏 次 郎
裁判官	大 西 勝 也